

平成22年9月14日

第2214号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（445・福祉政策課）	1
○生活保護法による医療機関の指定（446・福祉政策課）	1
○生活保護法による指定医療機関の変更（447・福祉政策課）	2
○生活保護法による施術者の指定（448・福祉政策課）	1
○保安林予定森林の指定通知（449・森林整備課）	2
○公共測量実施の通知（450・建設管理課）	3
○建設業の許可の取り消し（451・鹿角地域振興局総務企画部）	3
○建設業の許可の取り消し（452・秋田地域振興局総務企画部）	3
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（91）	3
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（92）	4
公安委員会告示	
○雑踏警備業務に係る検定の実施（96・生活安全企画課）	4

告 示

秋田県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年9月14日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
みどり歯科医院	佐藤 勤一	能代市緑町2-35	平成22年7月11日

秋田県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年9月14日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
医療法人 みどり歯科医院	医療法人 みどり歯科医院 理事長	能代市緑町2-35	歯科、矯正 歯科、小児 歯科、歯科 口腔外科	平成22年7月12日

秋田県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年9月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変更事項(名称)		変更年月日
			変更前	変更後	
合名会社 青山薬局	合名会社 青山薬局 代表社員	横手市十文字町腕越字西原88-10	合資会社 青山薬局	合名会社 青山薬局	平成22年6月6日
北欧の杜薬局	株式会社仙台調剤 代表取締役	北秋田市下杉字上清水沢74	北秋中央薬局	北欧の杜薬局	平成22年7月1日

秋田県告示第448号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年9月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
鎌田 美之	男鹿市角間崎字諏訪田36-6	若美接骨院	男鹿市角間崎字諏訪田36-6	柔道整復	平成22年8月18日

秋田県告示第449号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定に基づき、告示する。

平成22年9月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 北秋田市今泉字根立場116の1・117(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 北秋田市前山字鍵掛22、字蝦夷仮戸51の2、51の3、62の3、64
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局

農林部及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第450号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定より、次のとおり秋田地方法務局長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年9月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
公共測量（不動産登記法第14条地図作成）
- 2 作業を行う地域
秋田市土崎港北三丁目地域
- 3 作業を行う期間
平成22年8月2日から平成23年1月31日まで

秋田県告示第451号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年9月3日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社かなでん
鹿角市八幡平字高見田45-1
代表取締役 金 澤 政 儀
秋田県知事許可（特-20）第11580号
- 3 処分の内容
電気通信工事業に係る特別建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年9月3日付で電気通信工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第452号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年9月2日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社建築サービス秋田
秋田市手形からみでん3番54号
代表取締役 菊 池 克 美
秋田県知事許可（般-18）第12453号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年9月2日付で建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

選挙管理委員会告示**秋選管告示第91号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年9月14日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,552

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

221,260

秋選管告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成22年9月14日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,247
能代市山本郡	26,371
横手市	28,161
大館市	22,437
男鹿市	9,608
湯沢市雄勝郡	20,560
鹿角市鹿角郡	11,673
由利本荘市	24,124
潟上市	9,651
大仙市仙北郡	31,902
北秋田市北秋田郡	11,548
にかほ市	7,739
仙北市	8,613
南秋田郡	7,557

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第96号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、公示する。

平成22年9月14日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
検定規則第1条第6号に規定する雑踏警備業務に係る2級
- 2 実施日時
平成22年12月15日（水）午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター
- 4 定員
30人（先着順に受け付け、定員になり次第締め切る。）
- 5 受検資格
次のいずれかに該当する者
(1) 秋田県内に住所を有する者
(2) 秋田県内の営業所に属している警備員
- 6 受検申請手続

- (1) 申請受付期間
平成22年11月1日(月)から同月5日(金)までの午前9時から午後5時まで
 - (2) 申請場所
申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署
 - (3) 提出書類等
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 添付書類
 - a 秋田県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 1通
 - b 秋田県外に住所を有し、秋田県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書) 1通
 - ウ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚
 - エ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状 1通
 - (4) その他
検定申請書の提出は、申請者又はその委任を受けた代理人によることとする。
- 7 手数料
13,000円
検定申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。
- 8 検定の方法
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。また、実技試験においても、試験の途中で合格点に達しないこととなった者に対しては、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
- (1) 学科試験の内容
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験の内容
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 9 その他
- (1) 検定当日の受付時間は、午前8時40分から午前8時50分までとする。
 - (2) 検定に際しては、受検票、筆記用具、室内用運動靴を持参し、検定を受けやすい服装とすること。
 - (3) 検定について不明の点は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係(電話018-863-1111、内線3043~3045)又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号